

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【公表番号】特表2018-536728(P2018-536728A)

【公表日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2018-516797(P2018-516797)

【国際特許分類】

C 08 J 7/04 (2006.01)

B 32 B 27/30 (2006.01)

B 32 B 27/20 (2006.01)

A 61 F 13/00 (2006.01)

【F I】

C 08 J 7/04 C E P U

C 08 J 7/04 C E Q

C 08 J 7/04 C E S

C 08 J 7/04 C E Y

C 08 J 7/04 C E Z

C 08 J 7/04 C F G

B 32 B 27/30 A

B 32 B 27/20 Z

A 61 F 13/00 301G

A 61 F 13/00 T

【手続補正書】

【提出日】令和1年9月25日(2019.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 引抜き可能な原子を含むポリマー基材と、

(ii) 前記ポリマー基材上のヒドロゲルコーティングと、を含み、

前記ヒドロゲルコーティングが、少なくとも10重量%の含水量を有し、前記ポリマー基材に共有結合され、

前記ヒドロゲルコーティングが、9.5未満のpHを有する水性組成物由来であり、

前記水性組成物が、

(a) (メタ)アクリレート又は(メタ)アクリルアミドのうちの少なくとも1つから選択される親水性モノマー、

(b) 少なくとも0.1重量%の水膨潤性粘土、

(c) 水溶性であり、I型光重合開始剤である、第1の開始剤、

(d) 水溶性であり、II型光重合開始剤である、第2の開始剤、及び

(e) 酸

を含む、多層物品。

【請求項2】

前記ポリマー基材がプライマーを実質的に含まない、請求項1に記載の多層物品。

【請求項3】

前記第1の開始剤が、2-ヒドロキシ-4'-(2-ヒドロキシエトキシ)-2-メチルプロピオフェノンのうちの少なくとも1つから選択され、前記第2の開始剤が、4-(3-スルホプロピルオキシ)ベンゾフェノン、2-(3-スルホプロピルオキシ)チオキサンテン-9-オン、カルボキシベンゾフェノン、及びそれらの塩のうちの少なくとも1つを含む、請求項1又は2に記載の多層物品。

【請求項4】

前記水性組成物がアルコールを実質的に含まない、請求項1~3のいずれか一項に記載の多層物品。

【請求項5】

前記水性組成物が8未満のpHを有する、請求項1~4のいずれか一項に記載の多層物品。

【請求項6】

前記ヒドロゲルコーティングが少なくとも0.1mmの厚さを有する、請求項1~5のいずれか一項に記載の多層物品。

【請求項7】

創傷包帯である、請求項1に記載の多層物品。

【請求項8】

(i) 9.5未満のpHを有する水性組成物を準備する工程であって、前記水性組成物が、

(a) (メタ)アクリレート又は(メタ)アクリルアミドのうちの少なくとも1つから選択される親水性モノマー、

(b) 少なくとも0.1重量%の水膨潤性粘土、

(c) 水溶性であり、I型光重合開始剤である、第1の開始剤、

(d) 水溶性であり、II型光重合開始剤である、第2の開始剤、及び

(e) 酸、を含む、工程と、

(ii) 前記水性組成物を、引抜き可能な原子を含むポリマー基材に接触させる工程と、

(iii) 前記水性組成物を硬化させる工程と、

を含む、ヒドロゲルコーティングされた物品の製造方法

【請求項9】

硬化がUV線による、請求項8に記載の方法。